

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業の実施について（予告） （申請受付開始は「本年7月以降」）

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知が発出されましたので情報提供いたします。

同通知は、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図り、安定的な事業継続の支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を目的とする「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金事業」を実施する旨、お知らせするものです。当支援金事業は、本会をはじめとする医療関係団体からの要望等を踏まえ、大阪府において継続して策定されたメニューであります。

なお、事業概要等については大阪府ホームページにおいて公開されており、申請方法については、7月以降の受付開始と同時に掲載される予定です。詳細につきましては、大阪府から改めての周知依頼に基づき、ご案内を予定しております（6月中旬頃を予定）。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 物価高騰対策一時支援金

- ・ 支援対象：大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所
- ・ 支給要件：
 - ① 令和7年4月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと
 - ② 申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

・ 支給額：

区分	支給額
病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 15,000円
上記以外の対象施設	1施設あたり 30,000円

2. 食材料費高騰対策一時支援金

- ・ 支給対象：大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所）
- ・ 支給要件：上記1と同じ
- ・ 支給額：6,400円×許可病床数

■ 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>



■ 問い合わせ先

大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ

(直通) 06-6944-9170

【担当】

大阪府医師会 地域医療課 (06-6763-7012)